

平成 24 年 8 月 20 日

四日市市議会

議長 藤井 浩治 様

産業生活常任委員会

委員長 山本 里香

産業生活常任委員会行政視察報告

産業生活常任委員会が行政視察を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

記

1. 視察日時 平成 24 年 7 月 9 日（月）～7 月 11 日（水）
2. 視察都市 長野市、朝霞市、藤沢市
3. 参加者 山本里香、中村久雄、荒木美幸、石川善己、伊藤 元、
加納康樹、小林博次、樋口龍馬、森 智広
（随行）栗田憲
4. 調査事項 別紙のとおり

(長野市)

1. 市勢

市政施行 明治 30 年 4 月 1 日
人 口 386,026 人
面 積 384.85 平方キロメートル

2. 財政

平成 24 年度一般会計当初予算	1518 億 6000 万円
平成 24 年度特別会計当初予算	698 億 4070 万円
平成 24 年度企業会計当初予算	536 億 1410 万円
合 計	2753 億 1480 万円
財政力指数	0.701

3. 議会

条例定数 39

4 常任委員会 (総務、福祉環境、経済文教、建設企業)

4 特別委員会 (産業振興対策、まちづくり・公共交通対策、市役所第一庁舎及び長野市民会館調査検討、観光戦略)

4. 視察事項 (「遊休農地調査及び解消計画」について)

視察目的

長野市では「元気な地域づくり推進交付金」による所有者への農地管理状況調査(アンケート)を平成 18 年度から 19 年度にかけて実施し、また、平成 22 年度から 23 年度に実施した「耕作放棄地全体調査」で、計画区域内の遊休農地の現況を把握した。その結果、市内の耕作放棄地は約 1,700ha に上り、そのうちの約 1,200 ha については復元が困難な「山林・原野など」に分類されると判明した。

この調査結果を長野市、農協、県農業改良普及センターなどで設立した「市耕作放棄地解消対策協議会」で分析して、「長野県長野市地区活性化計画」において、遊休農地解消計画を策定し、その解消

を目指している。

本市における遊休農地解消に関する施策の参考とするため、視察を行った。

長野市の遊休農地について

農地基本台帳(平成 24 年 5 月 30 日現在)		2010 農林業センサス(平成 22 年 2 月 1 日現在)			
農地面積(ha)	12,372	農地面積(ha)	8,585	農家	7,188
				非農家	1,397
耕作面積(ha)	10,680	耕作面積(ha)	6,104	農家	5,554
				非農家	550
耕作放棄地面積(ha)	1,692	耕作放棄地面積(ha)	2,481	農家	1,634
				非農家	847

農地基本台帳上において把握している耕作放棄地と農林業センサスでの耕作放棄地に差異がある。また、農地基本台帳上の耕作放棄地には、耕作放棄地全体調査により現況が山林化し、非農地として決定しても差し支えないが、所有者から申請がない農地を含んでいる。

利用状況調査について

(1)平成 22 年度

- ・耕作放棄地全体調査を利用状況調査と位置づけて実施
- ・耕作放棄地全体調査として、旧長野市分について調査を実施
- ・アンケート調査に不耕作と表示のある農地については、農業委員・農地流動化推進員・職員が現地調査を実施

調査対象	耕作	草刈等で耕作可能	基盤整備して耕作可能	山林・原野化していて再開困難	その他(道路等)
1,183ha	321 ha	133 ha	149 ha	531 ha	49 ha

遊休農地として、指導対象とした農地

農地法第 30 条第 3 項第 1 号該当	6,115 m ²
農地法第 30 条第 3 項第 2 号該当	1,100 m ²

(2)平成 23 年度

- ・耕作放棄地全体調査として、信州新町地域、中条地域について、アンケート調査に不耕作と表示のある農地を農業委員・農地流動化推進員・職員が現地調査を実施

調査対象	耕作	草刈等で耕作可能	基盤整備して耕作可能	山林・原野化していて再開困難	その他（道路等）
861ha	92 ha	38 ha	53 ha	661 ha	17 ha

- ・重点地域を設定し、そのエリアを実施（242ha）

遊休農地として、指導対象とした農地

地域数	14 地域	面積	242ha
農地法第 30 条第 3 項第 1 号該当		25,589 m ²	
農地法第 30 条第 3 項第 2 号該当		9,060 m ²	

(3)平成 24 年度（予定）

- ・重点地域（400ha）
（農地の状況）・青地（農業振興地域内の農用地区域）
 - ・農地が集団的に利用されている地域等遊休農地が周辺農業に及ぼす影響の高い地域
- （目標面積）・各地区調査会 80ha × 5 調査会 = 400ha
- ・前年度の把握遊休農地
追跡調査 49 筆 34,649 m²
- ・納税猶予適用農地
約 3,500 筆 約 186ha

耕作放棄地全体調査、利用状況調査に係る経費について

(1)平成 22 年度

区分	金額	備考
地図作成	3,675 千円	調査用図面、調査票等
調査者報酬	1,104 千円	延べ 368 人分
		臨時職員 147 人月
計	4,779 千円	

(2)平成 23 年度

区分	金額	備考
地図作成	1,554 千円	調査用図面、調査票等
調査者報酬	261 千円	全体調査 延べ 44 人分 132 千円 利用状況調査 延べ 43 人分 129 千円
		臨時職員 84 人月
計	1,815 千円	

実際の遊休農地解消対策

(1)補助金等を利用した解消対策

< 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金 >

賃借等により耕作放棄地を再生・利用する取り組みを支援

再生作業 5 万円 / 10 a

土壌改良 2.5 万円 / 10 a

営農定着 2.5 万円 / 10 a

年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度(目標)
再生面積	6.12ha	7.79 ha	10.13 ha	7.00 ha
交付金額	5,239.5 千円	20,066.5 千円	8,002.5 千円	-

< 優良農地復元事業 >

中山間地の遊休荒廃農地を復元するための抜根・整地等に係る経費を支援（補助率 10 分の 5 以内）

年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度(目標)
復元面積	1.01ha	1.18 ha	0.58 ha	2 箇所
補助金額	944 千円	1,542 千円	315 千円	-

(2)農業委員自らが取り組んだ解消対策

振興部会の事業として、農業委員自らが耕作放棄地を解消するため、遊休農地を借りて、農作物を作付している。各調査会ごとに 0.2ha ずつ実施し、5 地区調査会全体で 1 ha の解消を目標としている。

年度	北部	西部	中部	南部	東部	計
21 年度	0.92ha	0.52 ha	0.18 ha	0.15 ha	0.55 ha	2.32 ha
22 年度	0.15 ha	0.33 ha	0.15 ha	0.13 ha	0.60 ha	1.36 ha
23 年度	0.20 ha	0.74 ha	0.15 ha	0.15 ha	0.23 ha	1.47 ha
24 年度(目標)	0.20 ha	1.00 ha				

委員からの質問

Q 農地バンク制度はあるのか。

A 農業公社があるため、基本的なことはそこでやっている。農地の貸し借りのデータは農業委員会より農業公社へ配付している。

Q 新規就農率について教えていただきたい。また、農業委員と認定農業者の平均年齢についても教えていただきたい。

A 新規就農率については把握しかねるが、新規就農者に対しては新規就農奨励金を支出しており、また農業委員から推薦を行ってもらっているため、毎年 10～20 人程度の方が新規就農者として農業に従事している。また、平成 23 年度からは新規就農者支援事業を開始し、農業大学校等での研修期間に毎月 10 万円以内の支援を行っている。

認定農業者については、平成 23 年度実績で 236 名の方が認定農業者となっており、その内 34 名が法人格を取得している。平均を出すとすれば 60 歳は超えると思う。

Q 新規就農者の数については計画通りの数値なのか。

A 計画では年間 30 名の新規就農者を目指しており、それに対して昨年度は 21 名という結果であるので、引き続き取り組みを推進していきたい。

Q 遊休農地の調査は平成 22 年度以前にも実施したのか。

A 平成 18 年、19 年にアンケート調査を実施しており、その結果を踏まえて、平成 20 年に全体調査を実施したが、農地法がらみで実施したのは平成 22 年度からである。

Q 新規就農者が独り立ちできるまでの期間について教えていただきたい。また、独り立ちしてから、実際に生活をしていけるようになるまではかなりの日数が必要であると考えますが、その期間に対する支援はないのか。

A 就農するまでの 3 年間で研修期間として支援を行っており、また、就農しからの 2 年間についても同様の支援を行っている。

Q 市民農園は何箇所あるのか。

A 長野市で設置したものでは 5 箇所ある。農地所有者から使用の依頼がある土地を市民菜園と呼んでいるが、そちらの管理も併せて農業公社で一括して利用募集等を行っている。市民農園については、平均で 80% 程度の利用率となっており、市民菜園については場所にもよるが 70% 程度となっている。

委員会としての所感

長野市では平成 22 年 1 月に信州新町及び中条村を編入合併し、面積が従来の約 2 倍の 835 km²となったため、遊休農地も約 770ha ほど増加している。遊休農地の調査については平成 22 年度から実施されており、平成 23 年度には合併により増加した遊休農地の調査を実施したとのことであるが、当該調査により山林・原野化のため耕作地としての再生が困難な農地が全体の約 70% を占めることが判明し、中山間地の整理が現在の課題となっているとのことである。

そんな状況の中、長野市における新規就農者数は毎年 10 人から 20 人で推移

しているとのことであり、本市の実績（平成19年から24年9月までで合計21人）と比較してもその差は大きい。長野市における農地の管理は農業公社が一括して行っているが、自分の農地を利活用してほしい人の情報を市から公社に提供しているようであり、農業を始めたい人がすぐに始められる体制が整っていると感じた。また、新規就農者については農業委員からの推薦もあるようであり、連絡体制の重要性についても改めて実感したところである。また、農業委員自らが地区ごとに目標を定め遊休農地を借りて作付けし、耕作放棄地解消のために取り組んでいることは、農業委員会の主体的な取り組みとして評価できる。

本市においては、現在、遊休農地の実態を調査しているところであり、併せて農地バンク制度の創設を目指しているとの報告を受けているが、その導入については早急に進めるべきであり、遊休農地の解消に向けた取り組みを強く推進していくべきであると今回の視察から改めて感じた。

長野市からは耕作放棄地の再生事例についていくつか紹介を受けた。定年を迎えた方や新規就農者のニーズは多いようである。本市でも、農地バンク制度が創設された後、ターゲットを絞った施策は有効であると感じた。

(朝霞市)

1. 市勢

市政施行 昭和 42 年 3 月 15 日

人 口 131,203 人

面 積 18.38 平方キロメートル

2. 財政

平成 24 年度一般会計当初予算 350 億円

平成 24 年度特別会計当初予算 185 億 1654 万円

平成 24 年度企業会計当初予算 27 億 4691 万円

合 計 562 億 6345 万円

財政力指数 1.102

3. 議会

条例定数 24

4 常任委員会 (総務、教育環境、建設、民生)

4. 視察事項 (「空き店舗対策 (朝霞市 TMO 推進事業)」について)

視察目的

朝霞市では市役所通りの空き店舗を活用し、来街客や買い物客等が自由に入出りでき、憩いの場となる場を開設し、中心市街地の利便性や快適性を高めている。

朝霞市商工会が空き店舗を活用し、元気な高齢者等の憩いの場所とボランティア活動の拠点として「地域支え合いの仕組み (1 時間 500 円で高齢者のちょっとした困りごとのサポートを実施し、ボランティアには 500 円の謝礼を朝霞市商工会共通商品券「彩夏ちゃんサポート商品券」で支払うという仕組み)」を実施するとともに、お休み処として、地元のおやつや地域ブランド品等の展示販売を行い、商店街の活性化を図っている。

高齢者を対象とした空き店舗対策について、本市の参考とするため、視察を

行った。

事業をはじめた背景

朝霞市は、東京都心に隣接するベッドタウンとして発展し、東武東上線朝霞駅及び朝霞台駅、JR武蔵野線北朝霞駅を中心として、市民の日常生活を支える行政機能や商業機能が集積して発展してきた。

しかしながら、市民生活の郊外化や大型店舗の周辺都市への進出などにより、市民の購買意識が朝霞市内から外へと変化してきており、また、商店主の高齢化や後継者問題などにより空き店舗が増えるなど、朝霞市の中心市街地である朝霞駅周辺の商業が空洞化しつつあった。

平成16年の調査では、地元で買い物をする人の割合が36.3%となっており、最近では、平成20年の副都心線の乗り入れに伴い、新宿や渋谷などの東京都心への交通がさらに便利になり、市外へ出かける割合が一層高くなっているものと思われる。

そこで、中心市街地活性化に向けて、平成16年3月に市街地の整備改善と商業などの活性化を一体的に推進するための指針として、東武東上線朝霞駅周辺約57haを対象とした「朝霞市中心市街地活性化基本計画」を策定した。

この計画の策定を受け、平成18年3月、中心市街地活性化に係る事業の企画立案や総合的な活性化推進組織を立ち上げるため、朝霞市商工会は「朝霞TMO構想」を策定し、朝霞市から「朝霞TMO」として認定を受けた。

事業の目的

「朝霞TMO」では、中心市街地の活性化を進めるため、中心市街地内にあ
る3つの商店会とともに、下記のTOM構想推進事業を実施している。なお、
市では事業費の3分の2を補助している。

- ・朝霞駅前商店会事業（朝霞駅前ふれあいまつり）
- ・本町商店会事業（子供まつり・ミニ水族館）
- ・仲町商工振興会事業（仲町ふれあいアート&ハートまつり）
- ・3商店会合同事業（朝霞アートマルシェ）
- ・空き店舗対策事業（ホッと茶屋あさか）

このうち、空き店舗対策事業については、埼玉県が実施している「地域支えあいの仕組み」の補助金も併せて活用し、朝霞市商工会が実施主体となり、元気な高齢者等のボランティアが、援助の必要な高齢者・障害者・子育て中の方々を有償でサービスを行い、謝礼として受け取る市内共通商品券（彩夏ちゃんサポート商品券）を流通させ、これにより、市内参加事業所の売上向上、地域活性化。高齢者等の日常生活の安心確保及び元気な高齢者の介護予防を図ることを目的とし、同事業の拠点として、また、商店街のお休み処や地域住民の交流の場として、平成 22 年 2 月 1 日に「ホッと茶屋あさか」がオープンした。

「ホッと茶屋あさか」について（現地視察の実施）

(1) 実施主体

朝霞市商工会

(2) 実施開始

平成 22 年 2 月から

(3) 事業目的

朝霞支え合い事業「ホッと茶屋あさか」は、朝霞市商工会が実施主体となり、元気な高齢者等のボランティアが、市内に住む援助を必要としている高齢者等に有償でサービスを行い、謝礼として受け取る彩夏ちゃんサポート商品券を流通させる。これにより、市内参加事業所の売上向上、地域活性化、高齢者等の日常生活の安心確保及び元気な高齢者の介護予防を図ることを目的としている。

(4) 事業内容

空き店舗を活用し、元気な高齢者の憩いの場とボランティア活動の拠点とし、「地域支えあいの仕組み」を実施するとともに市民の手作り作品や地域ブランド品等の展示販売を行い、商店街の活性化を図っている。

具体的には、1 時間 500 円で高齢者のちょっとした困りごとのサポートを行う支え合いサービスを実施し、ボランティアには 500 円の謝礼を彩夏ちゃんサポート商品券で支払う仕組みとしている。なお、彩夏ちゃんサポート商品券は、サービスの利用券と地域商品券を兼ねるものとなっている。また、中心市街地の空き店舗を活用したホッと茶屋あさかを事務所として、

委員からの質問

Q朝霞TMO推進協議会について、どれぐらいの頻度で開催されているのか。

A年3回開催している。

Q朝霞TMO推進協議会のメンバーは何人か。

A現在、事務局を含めて14名で運営している。

Q本来、ボランティアとは無償で行うものという考え方が通説であるが、朝霞市では有償でボランティアを実施しているとの説明を受けた。事業実施前にその点について議論した事項があれば、その内容を教えていただきたい。

A本事業については、高齢者の日常生活の安心確保、高齢者の介護予防、商店街活性化という一石三鳥の発想で埼玉県知事より実施要望があった事業であり、自給換算すれば800円～900円程度かかると試算しているが、ボランティアということで500円と設定している。

Q個別事業については商工会議所が中心に取り組んでいるのか。

A商工会議所や商店街が中心に取り組んでいる。

Qイベントの頻度はどの程度なのか。

A年間で、チャリティープロレス1回、ふれあいまつり4回、仲町商工振興会事業が2回、三商店会協力事業が1回の合計8回実施している。

Qイベントなどの取り組みの結果、来外者は増えたのか。

Aイベント開催時には数千人の参加者はあるが、来外者かどうかのカウントは行っていないため、データについては今後検証が必要と考えている。

Q彩夏ちゃんサポート商品券の換金率はどのぐらいか。

A8割程度となっている。

Q今後、朝霞市としてはどのように事業に対してアプローチしていくのか。

Aまだまだ、シャッターが閉まったままになっている空き店舗が多く存在するため、店舗を借りられないか交渉していく予定である。

委員会としての所感

朝霞市においては、平成20年以降、副都心線への乗り入れが可能となったことから、新宿や渋谷などの東京都心へのアクセスがさらに容易になり、市民の購買意欲等が流出しているのが目下の課題であるとの説明を受けた。大都市で

ある名古屋を近隣市に持つ本市とは共通部分が多く見られ、高齢者を対象とした朝霞市の事業の取り組みは、参考とすべき事項が多くあったと感じている。

彩夏ちゃんサポート商品券の導入と、高齢者による有償ボランティア制度については、埼玉県知事の言うように、高齢者の日常生活の安心確保、高齢者の介護予防、商店街活性化という、まさに一石三鳥の発想であると感じるところであり、本市に導入すれば中心市街地の活性化のみならず、より安心して安全な商店街を目指すことも可能である。

ただし、朝霞市の場合、活動拠点となる「ホッと茶屋あさか」が住居や駅に隣接し設置されているなど、地元住民が利用しやすい環境となっているため、本市に導入する場合においては、設置場所やニーズの把握を含め、しっかりと検討を行う必要がある。

朝霞市では市主導ではなく商工会議所や地元商店会が中心となり進めている事業であるとのことであるが、現地調査では地元、市、商工会の3者の良好な関係を感じ取ることができた。事業を進めるにあたっては地元住民等の協力が不可欠であることを改めて感じると共に、普段からの連絡体制の強化や良好な関係を築く努力が必要であると強く感じた。

(藤沢市)

1. 市勢

市政施行 昭和 15 年 10 月 1 日

人 口 415,211 人

面 積 69.51 平方キロメートル

2. 財政

平成 24 年度一般会計当初予算 1196 億 5100 万円

平成 24 年度特別会計当初予算 707 億 1569 万 2 千円

平成 24 年度企業会計当初予算 362 億 9628 万 7 千円

合 計 2266 億 6297 万 9 千円

財政力指数 1.20

3. 議会

条例定数 36

4 常任委員会 (総務、厚生環境、建設経済、こども文教)

5 特別委員会 (行政改革等、災害対策等、藤沢都心部再生・公共施設再整備、予算、決算)

4. 視察事項 (「コンビニ証明交付事業」について)

視察目的

藤沢市では、行政サービスの拡大による市民生活の利便性の向上を図ることを目的に、全国のセブンイレブン店舗で、住民票の写し及び印鑑登録証明を取得できるサービスを平成 23 年 2 月 1 日より開始した。

午前 6 時 30 分から午後 11 時の間に店舗備え付けの複合複写機に住民カードをかざし、タッチパネル操作により取得する。1 通 300 円の手数料のうち、120 円がセブンイレブンの手数料となる。証明書については、普通紙に改ざん防止技術を用いてセキュリティー対策を施している。

コンビニ証明交付事業を実施してからの導入効果など、先進的にコンビニでの証明書発行を導入している藤沢市の事例を参考とするため視察を行った。

コンビニ証明交付事業の概要

(1) 目的

行政サービスの拡大による市民生活の利便性向上

(2) 開始日時

平成 23 年 2 月 1 日から

(3) 実施場所

全国のセブンイレブン 14,231 店舗

(神奈川県内) 1,018 店舗

(藤沢市内) 44 店舗

(4) 取得できる証明書の種類

住民票の写し及び印鑑登録証明書

(5) 取得条件

住基カード(住民票・印鑑証明の暗証番号登録済)

(6) 取得できる時間

午前 6 時 30 分から午後 11 時まで

(7) 手数料

1 通につき 300 円(うち 120 円はセブンイレブンへの手数料)

(8) セキュリティー対策

裏面にスクランブル画像印刷及びコピー時に「複写」の文字

(9) 予算

コンビニ証明発行サーバー構築作業 8,925,000 円

証明交付センターへの接続作業 1,713,000 円

既存システム印鑑証明書 A 4 化作業 2,137,000 円

(10) 住基カード交付件数及びコンビニ証明交付件数

住基カード交付件数：55,112 件(平成 24 年 6 月末)

コンビニ証明交付件数：2,427 通(平成 24 年 4 月 1 日～7 月 9 日実績)

委員からの質問

Q 住民票と印鑑登録証明書のみを交付すると決定した理由は何か。

A 税証明については平成 24 年度から項目が追加となっており、本市は 23 年度からコンビニ証明交付事業を実施しているため、税証明については含んでいない。

Q 仮に税証明の交付をコンビニ証明交付事業の対象とした場合、経費的にはどのぐらいかかるのか。

A 正式に試算は行っていないが、税証明については現在、基盤となるようなシステムが全くないため、かなりの費用がかかることが予測される。

Q 手数料について、1 通あたり 120 円をセブンイレブンに取られてしまうとのことであるが、交渉過程でどのような話し合いを行ったのか。

A 総務省と地方自治総合センターが代表してコンビニと交渉するため、市町村側でコンビニサイドと交渉することは一切なく、最初から 120 円と決まっていた。聞いた話によると、当初 300 円程度であったものを交渉して 120 円にまで落としたということである。

Q 取得時間について 6 時 30 分～11 時については固定なのか。

A 最大で 6 時 30 分～11 時と設定している。

Q 窓口がコンビニと役所に分かれたことによる費用対効果について、人件費は削減されたのか。

A 発行数の絶対数が増えるわけではないため、7 万通コンビニで発行されれば効果が出るというシミュレーションは行っている。市役所での発行がなくなるわけではないため、実際には人件費を削減することにはならない。

Q どのような視点で事業の実施を決めたのか。

A 市民ニーズが潜在的にあり、それを形にしたいという思いで実施を決めた。

Q 貴市では住民票の写し及び印鑑登録証明書の自動発行機を導入されており、簡易なものが自動発行機などへ機械化され、困難な業務のみ窓口に残るといふ現実があると思うが、職員の負担は軽くなったのか。

A システムのメンテナンスが夜 11 時以降しかできないなどの理由から、職員の負担は間違いなく増えていると感じている。

Q 臨時職員での対応は難しいのか。

A システムが複雑化しており、スキルを持った人が対応しなければ務まらないという現実があるため臨時職員での対応は難しい。

Q コンビニ証明交付事業を実施したことによる市民の反響はどうか。

A アンケート等は実施していないが、利用者が増えているので満足してもらっているものと受け止めている。

委員会としての所感

コンビニは店舗数も多く全国展開をしているため、行政の代替窓口として利用することで市民の利便性が向上する可能性は大きい。

藤沢市では、利用者の数も年々増加しており、全国のセブンイレブンで証明書の発行を受けられるため、出張などで忙しい方からも喜ばれているとのことである。

また、コンビニでの証明書発行が市民に浸透すれば、市の窓口での業務量を削減できる可能性もある。藤沢市においては、現実的に簡易な業務のみ機械化され、クレーム処理等の困難な業務のみ残ってしまうとの現実もあるようであり、現時点では、業務削減の効果を感じることはできなかったようだが、今後、さらに市民へ情報発信し、コンビニでの証明書の交付を浸透させていくことで改善できる部分も出てくるだろう。

また、市民への情報発信とともに取り組む必要があるのは、証明書を発行する際必要となる住民基本台帳カードの交付であるとの説明を受けた。交付申請には手数料や顔写真が必要となるため、なかなか積極的に動いてもらえないというのが現状のようである。そのため、藤沢市では写真の無料撮影を実施するなどして住民基本台帳カードの発行数を上げる努力をしている。しかし、市民への交付率も 13%程度と伸び悩んでおり、市民に浸透させる難しさを改めて感じた。本市で実施するにあたっては写真の無料撮影と併せて、手数料を免除するなどの措置も必要であり、市民への周知方法についても工夫が必要であると考える。

また、藤沢市ではコンビニ証明交付事業を実施する以前に住民票の写し及び印鑑登録証明書の発行ができる自動交付機を導入しており、そのため、コンビニ証明交付事業の実施にかかる費用をかなり削減できたとのことである。

コンビニでの証明書発行が可能となれば、より近くで、また夜間であっても証明書が取得できるようなることから、利便性が増すものと感じるところであるが、実施にあたっては、システム導入にかかる経費との費用対効果についてもしっかりと検証する必要があると感じた。